

道路の位置の指定（変更・廃止）の事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に係る道路の位置の指定（変更・廃止）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 申請者等

- (1) 申請者は、指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に関係のあるものであること。
- (2) 代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。
- (3) 申請代理人は、建築士又は行政書士であること。
- (4) 図面作成者は、なるべく専門知識を有する者であること。

第3 申請書類

申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に定める図書を添付するものとする。ただし、副本にあってはその写しとすることができる。

- (1) 委任状（代理人が申請書を提出する場合に限る。）
- (2) 権利関係書類
 - ア 印鑑証明書（承諾書に捺印した者）
 - イ 申請道路の土地登記簿謄本
 - ウ 土地について権利を有する者と土地登記簿謄本に記載の権利者に関する事項について相違がある場合は、権利を有することを証する書類
 - エ 添付図面

第4 申請書の記入

- (1) 「道路にする土地の地名地番」欄は、道路とする土地の地名及び地番を土地登記簿に記載されているとおり記入すること。
- (2) 「道路に接する土地の地名地番」欄は、申請道路に接する敷地の地名及び地番を記入すること。
- (3) 「接続する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号」欄は、申請道路が接続する既指定道路について記入すること。
- (4) 「変更、廃止しようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号」欄は、既指定道路で変更又は廃止をしようとするものについて記入すること。
- (5) 「申請道路」欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号を付け、図面と一致させたものの符号並びに幅員及び延長（メートル単位とし、小数点第3位以下を切捨てる。）を記入すること。
- (6) 「表示の方法」欄は、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入すること。

第5 申請図書の記入

- (1) 添付図面の「地籍図」は、下記により色分けしたものとする。

ア 指定申請道路	薄黄色
イ 公道、既指定道路	薄赤色
ウ 水路	薄青色
エ うすずみ、畦畔など	薄黒色
- (2) 「土地所有者等の承諾書」欄は、申請者及び申請道路に係る土地の所有者、借地権者及びその土地内の建築物若しくは工作物について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番並びに権利を有する者の住所及び氏名を記入したものであること。なお、住所は現住所とし、印は印鑑登録したものを使用すること。
- (3) 添付図面に位置図を添付し、画図面の作成要領は次表による。

番号	図面の名称		縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	位 置 図		1/25,000 以上	(1) 方位 (2) 地形 (3) 開発区域とその位置 (4) 主要交通機関からの経路名称等 (5) 排水先の河川への経路、名称	国土地理院の地形図を準用すること
2	付近見取図		1/2,500 以上	(1) 方位 (2) 地形 (3) 開発区域の境界（赤線で囲むこと。） (4) 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる地物 (5) 開発区域外からの集水状況	
3	地 籍 図	公 図 写 り	公図どおり	(1) 方位 (2) 開発区域の境界（赤線で囲むこと。） (3) 地名、地番 (4) 地目 (5) 土地の所有者 (6) 公共用地（道路、水路等の位置） (7) 指定を受けようとする道路の位置（破線で記入すること。）	表示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。
		実 測 図 (平面計画図)	1/500 以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界 (4) 開発面積 (5) 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、勾配 (6) すみ切り及び転回広場の寸法 (7) 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名 (8) がけ又は擁壁の位置及び形状 (9) 敷地の境界（区画割） (10) 土地の高低、その他地形上特記すべき事項 (11) 配水施設の位置、種類、内のり寸法、流水方向	
4	断 面 図 (道路断面図)		1/50 以上	(1) 路面、路盤の詳細（舗装構成も記入すること。） (2) 道路側溝等の位置、形状及び寸法 (3) 車道の幅員及び指定を受ける道路幅員 (4) 隣接する敷地の勾配	幅員、構造別に表示すること。

(4) 公図の写しは、建築士、土地家屋調査士又は測量士等が作成し、記名押印したものであること。

(5) 図面作成者は、その資格（免許の種類）を付記すること。

第6 必要書類の添付

他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものにあつては、許可証又は承諾書の写しを添付するものとする。

第7 受理通知

市長は、申請書を受理した場合においては、申請に係る計画が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び焼津市道路の位置の指定基準（平成9年焼津市告示第55号）の規定（以下「指定基準」という。）に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは第1号様式による適合する旨の通知書を申請者（申請代理人のいる場合にあつては代理人。以下同じ。）に交付し、指定基準に適合しないと認めたときは、第2号様式による適合しない旨の通知書を申請者に交付する。

第8 完了報告

申請者は、申請道路の築造が完了したとき又は第10による手直しが完了したときは、工事（手直し）完了報告書（第3号様式）に道路にする土地の地目を公衆用道路に変更したことを証する土地登記簿謄本を添えて市長に提出するものとする。ただし、袋路状道路等地目変更が不可能なものにあつては、土地登記簿謄本を添えることを要しない。

第9 完了検査及び指定

市長は、工事（手直し）完了報告書を受理した場合は現地の検査を行い、申請道路が指定基準に適合していると確認したときは道路の位置の指定を行い、その旨を公告するとともに道路の位置の指定・変更・廃止通知書を申請者に交付する。

第10 不適合の場合の措置

市長は、第9の場合において申請道路が指定基準に適合していないと確認した場合においては、工事完了検査報告書（第4号様式）を申請者に交付する。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。